

改正条例（出会い系喫茶の規制）の運用状況等について

1 平成21年3月改正の概要

（1）条例改正の必要性

いわゆる「出会い系喫茶」を利用した18歳未満の青少年が、性犯罪に巻き込まれる事件が県内で多発している。

出会い系喫茶が、現行の法律では直接規制ができないことから、青少年の保護を図るため、青少年保護育成条例を改正して規制を図ることとし、店舗への青少年の入場禁止、店舗への立入調査体制の強化、違反した営業者へ罰則を課すことなどの規定の整備を図ることとした。

（2）出会い系喫茶の一例

女性

- ・入店無料。女性用の部屋で、雑誌やインターネットを利用でき、お菓子やジュースが食べ放題・飲み放題。
- ・男性から指名された場合、別の部屋で、数分程度会話をしなければならない。

男性

- ・入会金5千円の他入店料を払い入店後、マジックミラー越しに女性用の部屋にいる好みの女性を探す。
- ・店に指名料を払って、指名した女性と別の部屋で数分程度会話をする。

会話の後、双方が合意すれば、男性が店にお金を払って店外デートをすることもできる。

（3）条例改正の主な内容

ア 出会い系喫茶を営む者等の禁止行為等

- ① 青少年を出会い系喫茶に入場させること
- ② 青少年を出会い系喫茶の利用者となるよう勧誘すること
- ③ 出会い系喫茶に関する接客・勧誘・ビラ等の頒布業務へ従事させること
- ④ 出会い系喫茶の所在地等が記載されたビラ等を頒布すること

イ 出会い系喫茶の営業停止命令

上記禁止行為の①、②、③に違反した場合は、6月以内の営業の全部停止、または一部停止となり、速やかに公表する。

ウ 出会い系喫茶の掲示義務等

従業者名簿の備付け、青少年の入場禁止の掲示など

エ 立入調査体制の強化

- ① 出会い系喫茶を報告聴取・立入調査の対象とした。
- ② 出会い系喫茶を始めカラオケボックスなどの深夜営業施設等への立入調査ができる者に、公安委員会の指定する者（警察官）を追加した。

※ 詳細は、参考資料No.1「愛知県青少年保護育成条例のあらまし」のとおり

(4) 施行日

改正条例は、新たに義務や罰則を課す内容であるため、3か月の内容周知期間をおき、施行を平成21年7月1日とした。

2 事業者や県民に対する条例の周知状況

(1) 事業者に対する説明

条例の規制内容を具体的に説明するため、県内の出会い系喫茶全店舗を集めて平成21年5月21（木）に説明会を開催した。

(2) 県民に対する周知状況

ア 「愛知県青少年保護育成条例のあらまし」作成（20,000部）【参考資料No.1】

県内の市町村を始め、全小中高校などに配付した。

イ 県ホームページへ掲載

改正内容を掲載

ウ 「条例改正の啓発用チラシ」作成（20,000部）【参考資料No.2】

県内の全高校の教室へ掲示するよう依頼。

エ 啓発資材作成

7月及び8月の「青少年の非行問題に取り組む県民運動夏期強調期間」において、18歳未満の青少年を出会い系喫茶へ入店させることができなくなった旨記載した啓発資材を作成し、市町村へ通じて配布するとともに、愛知青少年サポートパトロール隊（あいち声かけ隊）による街頭キャンペーン活動で使用するにより、広く県民に周知を図った。

3 出会い系喫茶への立入調査、現在の営業状況等

(1) 出会い系喫茶への立入調査【参考資料No.3】

ア 条例の施行日である7月1日に、愛知県7名、愛知県警43名の条例調査員が、7班に分かれて、県内の出会い系喫茶8店舗に対して立入調査を実施した。

（うち1店舗は営業していなかった。）

イ 調査の結果、出会い系喫茶への18歳未満の青少年の入場禁止など禁止行為に関する違反はなかったが、青少年の入場禁止の掲示がなされていないなどの

違反行為が認められたため、できる限りその場で是正させ、是正に時間を要するものについては7月8日までに是正するよう指導した。

【表1 立入調査実施状況】

調査年月日	調査実施店舗	調査人数	違反状況の有無	違反への措置等
H21.7.1 13:30～ 15:05	8店舗（県内全て） 岡崎の1店舗は休み	県 7名 県警 43名	従業者名簿備付 2店舗 入場禁止掲示 2店舗 広告等の入場禁止明示 5店舗	時間を要するものは、7月8日までに是正するよう指導
H21.7.8 13:30～ 14:30	7店舗（休業中の岡崎1店舗を除く）	県 2名 県警 4名	概ね良好（一部、従業者名簿の記載方法について指導）	—
H21.7.24 19:00～ 20:00	7店舗（休業中の岡崎1店舗を除く）	県 2名 県警 4名	概ね良好（従業員の条例不知に対する指導）	—
H21.11.10 H21.11.13	7店舗実施	県 4名 県警 5名	概ね良好	—

※その他県警単独で2回立入調査を実施（8月30日、9月28日：中村署管内）

ウ これまでに、計4回の立入調査を実施したところ、条例を遵守して営業しているものと確認しているが、条例の内容をきちんと把握できていない従業員もいたので、今後とも、出会い系喫茶に対して条例の周知徹底を図っていく。

（2）出会い系喫茶の営業状況

休業していた岡崎市の1店舗は、9月に閉店が確認されたため、出会い系喫茶は名古屋市内の7店舗（名駅4店舗、栄2店舗、金山1店舗）となった。

（3）出会い系喫茶を利用して被害に遭った事件の検挙件数

平成21年7月1日の改正条例施行後も検挙事件は発生しているが、これは、条例施行前に発生した事件を検挙したものであり、条例施行後に発生した事件はない。

【表2 青少年が出会い系喫茶を利用して被害に遭った事件の検挙件数】

年	件数	備考
平成18年	0件	
平成19年	16件	
平成20年	10件	
平成21年	15件	平成21年は、9月末日まで

4 国の風営法改正の動きと条例改正について

(1) 風営法改正の動き

ア 3月12日の新聞報道【参考資料No.4】

警察庁は、児童買春の温床になっていると指摘されている出会い系喫茶について、風営法を改正して規制していく方針を固めた。

イ 8月6日の新聞報道【参考資料No.5】

外部有識者を交えた警察庁の研究会が出会い系喫茶を風営法の規制対象にするよう提言し、警察庁はこの提言をもとに風営法施行令改正案を9月に公表し、国民の意見募集を経て改正内容を決定し、早ければ10月にも風営法施行令を改正する。

ウ 現在の状況

11月18日現在、改正案についての新たな情報はない。

(2) 風営法改正の内容

これまでの報道によれば、出会い系喫茶を風営法上の「店舗型性風俗特殊営業」に位置付け、営業の届出義務、18歳未満の入店禁止、学校周辺での営業禁止などの措置が取られるとのことである。

(3) 風営法改正後の本県条例改正

風営法施行令が改正された場合、愛知県青少年保護育成条例と重複する規制などについては、条例から削除する。

今後とも、国の改正状況を遅滞なく把握し、必要な条例改正は速やかに行っていく。